

松原市公告第59号

公 告

公募型プロポーザル方式により、松原市新図書館建設事業に係る設計及び施工者選定のために、下記のとおり公募を行うので公告します。

平成29年8月3日

松原市長 澤井 宏文

記

I. プロポーザルの目的

松原市新図書館建設では、「松原市第4次総合計画」に記載されている「生涯学習の充実と「智の拠点」づくり」の観点より、IT社会に対応したサービスの向上を図り、市民の知りたい、学びたい、交流したい、社会に働きかけたいというニーズに応える智のネットワーク形成を図り、図書館をはじめ社会教育施設等が有効に機能する市民の「智の拠点」づくりを進めていくこととされています。

この建設にあたり、「松原市新図書館建設方針」の内容を理解し、独自の技術やノウハウを活用し、高い品質の確保、工期の短縮やコスト縮減の期待ができる設計から施工までの一括発注を行い、技術提案の内容が評価の対象となる公募型プロポーザル方式により、優れた技術提案の提案者について、本事業の優先交渉権者として選定することを目的とするものです。

Ⅱ. 事業の概要

1. 事業名称

松原市新図書館建設事業

2. 事業内容

本事業では、以下の項目に定める業務を行う。

- (1) 測量調査（地盤調査含む）・家屋調査及びその関連業務
- (2) 基本設計・実施設計業務及びその関連業務
- (3) 溜池の造成等工事及び建設工事並びにその関連業務
- (4) 工事監理業務及びその関連業務

3. 建設計画地概要

- (1) 建設場所 松原市田井城3丁目103番1、同103番2

（田井城財産区所有溜池）

田井城今池親水公園面積 6, 132. 48㎡

田井城今池親水公園内、溜池東側部分を埋め立て建設場所にすること。また、溜池の東側、南側、北側にある構造物等については現状を保存するか、工事後、現状まで回復すること。

- (2) 敷地面積については、溜池内約1, 800㎡とする。
- (3) 用途地域 近隣商業地域（建ぺい率80% 容積率300%）
- (4) 準防火地域指定
- (5) その他 松原市民体育館に隣接

4. 建設スケジュール

平成32年1月 施設開所予定

溜池を造成する時期について制限あり。

5. 履行期間

契約締結日から平成31年12月末日まで

6. 事業費

事業費の提案価格の上限及び下限額は設定しない。

7. 資料提供

本事業の参加者に対し、現況敷地図データ及び松原市民体育館建設に伴う地質調査データ等の貸し出しを行う。

なお、貸し出しデータについては、本事業の技術提案書等の作成に使用することとし、技術提案書等の作成以外の目的では使用しないこと。また、作成以外の目的で複製をすることも禁止する。

貸し出したデータについては、技術提案書等の提出時、または、辞退をした場合は辞退届の提出時に返却すること。

8. 新図書館の計画

- (1) 新図書館の延床面積については、2, 800㎡程度とする。
- (2) 一般の開架、閲覧スペース等について、700㎡以上で8万冊以上とする。
- (3) 児童の開架、閲覧スペース等について、600㎡以上で4万冊以上とする。
- (4) 閉架冊数は、18万冊以上とする。

9. 事務局

松原市市民協働部市民図書館（以下「事務局」という。）

大阪府松原市田井城1丁目2番23号 電話 072-334-8060

電子メールアドレス matsubara01@city.matsubara.osaka.jp

Ⅲ. 参加資格要件

1. 参加方式

- (1) 単体企業若しくは、特定建設工事共同企業体及び設計・施工共同体による参加とする。
- (2) プロポーザルに参加を希望する者は、2.に定める当該要件をすべて満たすこと。また、「IX. 共同企業体の結成例」を参考にすること。

2. 参加資格に関する事項

次に掲げる事項に該当し、本事業の参加資格を有すると認められた者。

- (1) 単体企業若しくは、特定建設工事共同企業体及び設計・施工共同体のすべての構成員は、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しない者であること。

- ② 公告の日から基本協定書締結の日までの間、松原市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- ④ 大阪府内に本店又は支店、営業所を有していること。
- ⑤ 本市における平成27・28・29年度入札参加有資格者名簿に登載された者。
- ⑥ 松原市暴力団排除条例に基づく入札参加除外を受けている者でないこと。

(2) 単体企業で参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 設計業務の参加資格

ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 平成19年度以降に公共施設（延床面積2,500㎡以上）の新築工事（倉庫・工場を除く）で元請としての設計実績を有すること。

ウ 本業務に関して次のとおり業務主任技術者、意匠担当主任技術者及び各担当主任技術者を配置すること。

a 業務主任技術者及び意匠担当主任技術者は、建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有すること。

b 業務主任技術者及び意匠担当主任技術者は、公共施設（延床面積2,500㎡以上）の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築設計について実績を有すること。

c 業務主任技術者及び意匠担当主任技術者は、プロポーザル参加申請書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

d 構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。

また、公共施設（延床面積2,500㎡以上）の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築構造設計について実績を有すること。

e 電気設備担当主任技術者は、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気で合格し、同法による登録を受けている者）

又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

また、公共施設（延床面積2,500㎡以上）の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築設備設計について実績を有すること。

f 機械設備担当主任技術者は、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械設備で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

また、公共施設（延床面積2,500㎡以上）の完成した建築物（倉庫・工場を除く）の新築設備設計について実績を有すること。

② 施工業務の参加資格

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）において経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成28年6月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が1,500点以上であること。

ウ 平成19年度以降に、日本国内で竣工し、引渡し完了した、公共施設（延床面積2,500㎡以上）の新築工事（倉庫・工場を除く）の元請としての施工実績を有すること。

エ 本業務に関して次のとおり監理技術者を配置すること。

a 建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、平成19年度以降に監理技術者又は、主任技術者としての施工従事者経験がある者を本工事に専任かつ常駐で配置すること。

b 監理技術者は、プロポーザル参加申請書の提出日以前に参加者と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

(3) 特定建設工事共同企業体で参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 特定建設工事共同企業体の構成

ア 代表者及び構成員からなる2社とする。

イ 構成員は、松原市内業者（松原市内に本店を有し、過去1年以上の営業実績がある者）に限ること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度は、30%以上とする。また、代表者の出

資比率は最大でなければならない。

エ 共同企業体は任意の組合せによる自主結成とする。但し、共同企業体の構成員は本工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができない。

オ 構成員は、本件業務に対応する許可業種（建築一式工事業）について、営業年数が少なくとも3年以上あること。

カ 特定建設工事共同企業体の協定書は、別に定めるところによる。

② 代表者の要件は、(2)①及び②の条件を満たしていること。

但し、経営事項審査については、経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成28年6月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が1,300点以上とする。

③ 構成員の要件

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 経営事項審査において経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成27年9月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が平成29年4月1日時点において780点以上であること。

ウ 平成14年度以降に1億円以上の建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者であること。

エ 建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、平成14年度以降に建築一式工事の主任技術者又は監理技術者としての施工従事者経験のある者を本工事に専任かつ常駐で配置すること。

オ 監理技術者は、プロポーザル参加申請書の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

(4) 設計・施工共同体で参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 設計・施工共同体の構成

ア 一級建築士事務所と建設工事業者の共同体は、任意の組合せ2社による自主結成とする。但し、設計・施工共同体の構成員は本件業務に係る2以上の共同体の構成員となることができない。

イ 設計・施工共同体の協定書は、別に定めるところによる。

② 代表者の要件は、(2)②の条件を満たしていること。

但し、松原市内業者（松原市内に本店を有し、過去1年以上の営業実績がある者）については以下の要件を満たしていること。

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 経営事項審査において経営事項審査結果通知書（審査基準日が平成27年9月1日以降の通知書）の建築一式工事の総合評定値（P）が平成29年4月1日時点において880点以上であること。

ウ 平成14年度以降に4億円以上の建築一式工事の元請けとしての施工済実績を有する者であること。

エ 本業務に関して次のとおり監理技術者を配置すること。

a 建築一式工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、平成14年度以降に監理技術者又は、主任技術者としての施工従事者経験がある者を本工事に専任かつ常駐で配置すること。

b 監理技術者は、プロポーザル参加申請書の提出日以前に参加者と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

③ 構成員の要件は、(2)①の条件を満たしていること。

(5) 特定建設工事共同企業体を含む設計・施工共同参加を希望する者は、以下の条件をすべて満たしていること。

① 設計・施工共同体の構成

ア 一級建築士事務所と特定建設工事共同企業体の設計・施工共同参加体は、任意の組合せ2社による自主結成とする。但し、設計・施工共同参加体の構成員は本件業務に係る2以上の共同参加体の構成員となることができない。

イ 設計・施工共同参加体の協定書は、別に定めるところによる。

② 特定建設工事共同参加体の構成は、(3)①の条件を満たしていること。

③ 特定建設工事共同参加体及び設計・施工共同参加体の代表者は、(2)②の条件を満たしていること。

但し、経営事項審査については、経営事項審査結果通知書（審査基準日

が平成28年6月1日以降の通知書)の建築一式工事の総合評定値(P)が1,300点以上とする。

④ 特定建設工事共同企業体の構成員は、(3)③の条件を満たしていること。

⑤ 設計・施工共同体の構成員は、(2)①の条件を満たしていること。

IV. プロポーザルのスケジュールと手続き

1. スケジュール等

(1) 手続開始の公告

平成29年8月3日(木)

(2) 現地調査申込期間

平成29年8月3日(木)から平成29年8月16日(水)まで
月曜日は除く、午前9時から午後5時まで(電子メールでのみ受付)

(3) 実施要領配布期間

平成29年8月3日(木)から平成29年8月25日(金)まで
月曜日は除く、午前9時から午後5時まで

(4) 質疑受付期間

平成29年8月3日(木)から平成29年8月29日(火)まで
月曜日は除く、午前9時から午後5時まで(電子メールでのみ受付)

(5) 現地調査

平成29年8月22日(火)から平成29年8月24日(木)まで

(6) 質疑回答書提示

平成29年9月7日(木)

(7) プロポーザル参加申請期間

平成29年9月14日(木)から平成29年9月22日(金)まで
月曜日は除く、午前9時から午後5時まで

(8) 参加資格確認通知書交付

平成29年9月27日(水)

(9) 技術提案書提出期間

平成29年11月7日(火)から平成29年11月14日(火)まで
月曜日は除く、午前9時から午後5時まで

- (10) プレゼンテーション及びヒアリング
平成29年11月下旬～12月上旬
- (11) 最終審査結果の発表
平成29年12月中旬～12月下旬
- (12) 設計業務委託及び工事請負に係る基本協定書の締結
平成29年12月中旬～12月下旬
- ※(10)(11)(12)の日程については予定。

2. 参加申請書の手続き等

(1) 現地調査の申込み等

- ① 現地調査の申込みは、平成29年8月3日（木）から平成29年8月16日（水）まで（月曜日は除く、午前9時から午後5時まで）に、電子メールにて現地調査申込書（様式1）を添付して、事務局まで送信すること。なお、送受信の確認を事務局に電話で行うものとする。
- ② 松原市は、平成29年8月17日（木）以降に、現地調査申込み者に対して確認の電話を行う。

- (2) 実施要領については、平成29年8月3日（木）から平成29年8月25日（金）まで（月曜日は除く、午前9時から午後5時まで）、事務局において配布する。郵送での配布要求については受付しない。
また、希望者には、提供資料をDVD-ROMにて貸し出す。

提供資料一覧

- ・建設予定地敷地平面図(PDFデータ)
- ・市民体育館建設に伴う地質データ(PDFデータ)
- ・今池内噴水レイアウト図(PDFデータ)
- ・深淺測量関係(PDFデータ)
- ・今池親水公園竣工図(CADデータ)
- ・提出書類一式(Wordデータ一部Excelデータ)

(3) プロポーザルの申込み等

- ① プロポーザル参加の申込みは、平成29年9月14日（木）から平成29年9月22日（金）まで（月曜日は除く、午前9時から午後5時まで）に、所定の申請書等に必要事項を記入のうえ、事務局まで持参すること。
(郵送は認めない。)

なお、共同企業体として参加する場合は、まとめて提出を行うこと。

- ② プロポーザル参加を申請した者には、受領書を交付する。
- ③ 松原市は、プロポーザル参加申請者に対し、プロポーザル参加申請書等をもとに参加資格を審査し、審査合格者に平成29年9月27日（水）以降に事務局で参加資格確認通知書を交付する。
- ④ 辞退は原則認めないが、プロポーザルの参加申請をした後、やむを得ないと認められる事由により辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式15）を平成29年11月10日（金）までに提出すること。
- ⑤ 特定建設工事共同企業体及び設計・施工共同体で参加する場合は、それぞれに応じた協定書を作成し、提出すること。
- ⑥ 一部の業務について再委託がある場合は、再委託内容等届出書（様式7）を申込み時に提出すること。

（4）申込み時の提出書類

- 様式1 現地調査申込書（見学希望者のみ）
- 様式2 プロポーザル参加申請書
- 様式3 （設計・施工）技術職員・資格
- 様式4 参加者の主要業務実績
- 様式5 A （設計）業務主任技術者の経歴調書
- 様式5 B （設計）意匠担当主任技術者の経歴調書
- 様式5 C （設計）構造担当主任技術者の経歴調書
- 様式5 D （設計）電気設備担当主任技術者の経歴調書
- 様式5 E （設計）機械設備担当主任技術者の経歴調書
- 様式5 F （施工）監理技術者の経歴調書
- 様式6 A 松原市新図書館建設事業
特定建設工事共同企業体 設計・施工共同体 結成届出書
（単独企業の場合は不要）
- 様式6 B 特定建設工事共同企業体協定書・甲
（特定建設工事共同企業体を結成する場合のみ提出）
- 様式6 C 設計・施工共同体協定書・乙
（設計・施工共同体を結成する場合のみ提出）
- 様式6 D 特定建設工事共同企業体協定書・甲
（特定建設工事共同企業体を結成しかつ
設計・施工共同体を結成する場合のみ提出）

様式7 再委託内容等届出書（存在しない場合は不要）

様式8 プロポーザル参加申請受領書

3. 質疑応答

(1) 質疑

① この要領に関する質疑は、質問書（様式9）により行う。

但し、企画提案書の作成及び提出に必要な事項及び業務実施にかかる条件に限るものとし、評価及び審査にかかる内容で、本業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

② 質問書には質疑事項を記入し、電子メールにて行うものとする。なお、送受信の確認を事務局に電話で行うものとする。

③ 質疑の受付は、平成29年8月3日（木）から平成29年8月29日（火）まで（月曜日は除く、午前9時から午後5時まで）とする。

(2) 回答

① 質問内容に関しては、質問者の名を伏せて、その質問に対する回答を松原市ホームページにて提示する。

なお、質疑回答は平成29年9月7日（木）を予定する。

V. 技術提案書について

参加資格確認通知書にて、資格を有することを認められた参加者は、指定された期日までに下記の要領で事務局に技術提案書を提出するものとする。

1. 技術提案にあたっての基本条件

松原市新図書館建設事業における設計及び施工者選定に係る公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す水準及びグレード等を最低限満たすこと。なお、技術提案にあたっては、機能面、価格面及び要求水準書を総合的に検討し、提案を行うこと。

2. 技術提案書等の作成について

(1) 技術提案書及び関係添付書類を提出すること。

様式10 技術提案書（表紙）

様式11 松原市新図書館建設事業についての提案

様式12 提案価格見積書

様式13 提案価格見積書（内訳書）

様式14 提案書等受領書

(2) 技術提案書のテーマについて

技術提案は以下に掲げる項目、①から⑰まですべてについて、「松原市新図書館建設事業についての提案（様式11）」に記入すること。

- ① 実施体制及び配置予定者の実績等について
- ② 業務主任技術者の本事業に対する実施方針について
- ③ 発注者、設計者及び工事監理者等との連携体制及びコミュニケーション方法について
- ④ 工程管理について
- ⑤ 造成、構造、工法等について
- ⑥ 敷地内の緑化計画及び省エネルギーに配慮する方策について
- ⑦ 親水公園並びに周辺施設との一体性について
- ⑧ 仕上げ（内・外装等）について
- ⑨ デザイン性（内観・外観）について
- ⑩ 安全・快適・機能性について
- ⑪ インシヤルコスト及びランニングコストを低減できる整備手法について
- ⑫ 施工計画について
- ⑬ 品質管理について
- ⑭ 工事中の公害・安全対策等について
- ⑮ 工期短縮に係る具体的方法について
- ⑯ 地域経済活性化に資する取り組みについて
- ⑰ その他提案者独自の優れた提案及び実現性に関する提案について

3. 作成要領

- (1) 技術提案書及び関係添付書類は別紙の様式に基づいて作成するものとするが、書式を守れば配布された以外の用紙を用いてもかまわない。

(2) 「松原市新図書館建設事業についての提案（様式11）」はA3判・片面使用・横位置に記載するものとし、作成にあたっては、以下の項目に留意すること。

- ① 松原市新図書館の各施設等について具体的な考え方を記述すること。
- ② 文章を補完するための写真、イラスト、イメージパース図及び縮尺1/200の図面（配置図・各階平面図・立面図・断面図）（着色・彩色可）を「松原市新図書館建設事業についての提案（様式11）」を用いて表現すること。なお、枚数に制限はない。
- ③ 記載すべき内容事項以外の内容（参加者を特定できる会社名や符号、マーク等）を記載しないこと。

4. 提出要領

(1) 参加者は、技術提案書等を平成29年11月7日（火）から平成29年11月14日（火）まで（月曜日を除く、午前9時から午後5時まで）に一括して16部を事務局に持参すること。

なお、提出部数のうち1部については、指定した表紙（様式10）を添付すること。（郵送は認めない）

(2) 技術提案書等を提出した者には、受領証を交付する。

(3) 技術提案書等を受理した後は、技術提案書等の修正には応じない。

VI. 審査及び審査結果の発表

1. 審査

本プロポーザルの審査は松原市新図書館建設に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により実施する。

2. 審査方法

(1) 審査は選定委員会において審査のうえ、最優秀参加者を本事業の優先交渉権者として決定する。

なお、参加資格合格者、もしくは、技術提案書提出者が1者の場合については、本プロポーザルによる優先交渉権者の特定を中止する。

(2) 選定委員会は技術提案書等を審査してプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

3. プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は技術担当者を含め3名以内とし、順次個別に30分以内のプレゼンテーションの後、15分以内のヒアリングを行うものとする。なお、説明資料は提出時の資料のみとする。

4. プロポーザルの選定基準

審査における評価項目は以下に示す項目に基づき、点数化するが、点数については公表しないものとする。

但し、分類毎の配分は市ホームページにて公表する。

分類	評価項目
1. 業務遂行能力	① 実施体制及び配置予定者の実績等
2. 業務全体に対する姿勢・意気込み	①業務主任技術者の本事業に対する実施方針 ②発注者、設計者及び工事監理者等との連携体制及びコミュニケーション方法 ③工程管理
3. 設計業務	①造成、構造、工法等 ②敷地内の緑化計画及び省エネルギーに配慮する方策 ③親水公園並びに周辺施設との一体性 ④仕上げ（内・外装等） ⑤デザイン性（内観・外観）について ⑥安全・快適・機能性について ⑦イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる整備手法
4. 施工業務	①施工計画 ②品質管理 ③工事中の公害・安全対策等 ④工期短縮に係る具体的方法
5. その他	①地域経済活性化に資する取り組み ②その他提案者独自の優れた提案及び実現性に関する提案

6. 価格	①提案価格
7. プレゼンテーション	①表現力 ②記載内容の確認 ③提案書の明快さ ④的確な回答

5. 審査結果の通知及び公表等

- (1) 審査結果は、参加者全員に文書で通知する。
- (2) 審査経過、講評及び優先交渉権者の技術提案書については、後日公表する。
- (3) 電話等による問い合わせには、一切応じない。
- (4) 参加者は、審査結果について異議を申し立てることはできない。

6. 失格

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 技術提案書等の提出期間を経過してから提案書等が提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - ④ この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - ⑤ その他本要領に違反すると認められる場合

VII. 契約について

1. 審査の結果、選定委員会において決定された優先交渉権者は、松原市新図書館建設事業に係る基本協定書を締結する。
2. 松原市は、上記基本協定書に基づき優先交渉権者と松原市新図書館建設事業設計及び施工者として契約を締結する。
3. 契約の締結については、議会の議決案件であることから、議決を条件とする。また、契約については、設計監理業務委託と工事請負を別々に締結することがある。
4. 優先交渉権者が資格要件を満たさなくなった場合、契約はせず、若しくは解約することがある。
5. 契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に候

補者として契約締結の交渉を行う。

6. 契約保証金については、以下のとおりとする。

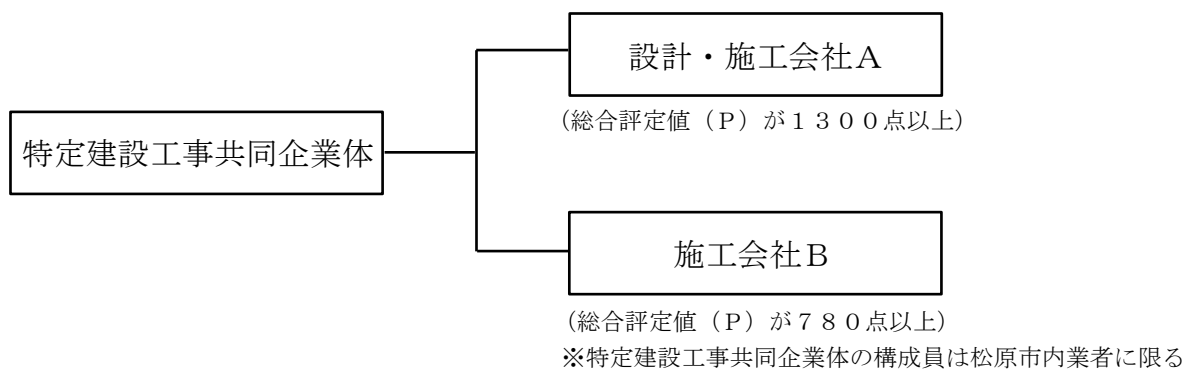
- (1) 設計監理業務委託契約については、契約金額の100分の10以上の額を契約の前に納付すること。但し、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは契約保証金の納付を免除とする。
- (2) 工事請負契約については、保険会社の「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」（2年間の瑕疵担保特約のついたものに限る）による保証で、契約金額の100分の30以上を要する。

VIII. その他の注意事項

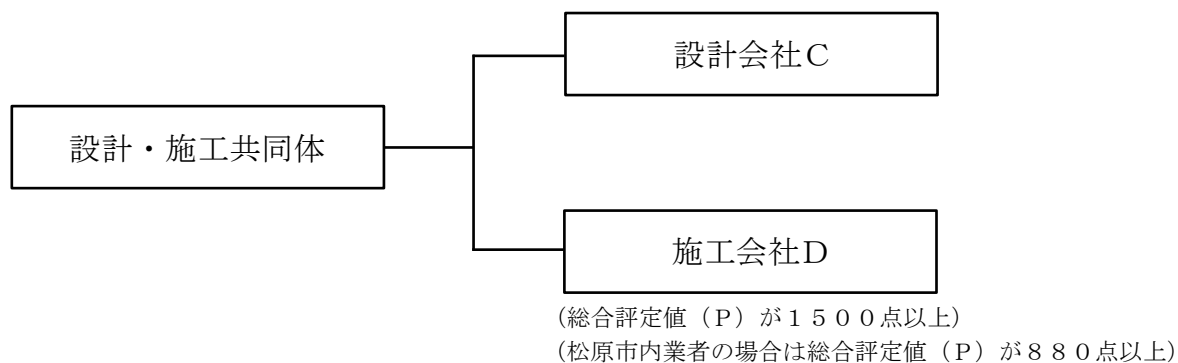
1. 参加者は、技術提案書等の提出をもって本実施要領の各条件を受託したものとみなす。
2. 参加者は、基本計画、基本設計及び実施設計について、本市と本市の指示する者と協議を行い、承認を得ること。また、工事監理及び施工も同様とする。
3. 提出されたプロポーザル参加申請書等及び技術提案書等は返却しない。
4. プロポーザルの作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
5. 提出された技術提案書の著作権は、各参加者に帰属する。
但し、市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。また、応募された提案等に関して特許や商標、著作権として確立されたもの以外については、松原市が無償で自由に使用できるものとする。

IX. 共同企業体の結成例

例1) 特定建設工事共同企業体 (甲)



例2) 設計・施工共同体 (乙)



例3) 特定建設工事共同企業体 (甲) を含む設計・施工共同体 (乙)

